資料２-２

より早期かつ確実に達成するため、流入車の対策が急務

大阪府における流入車対策及び大型車を中心とする自動車環境対策の新たな取組について

**大阪府自動車NOx・PM総量削減計画**

・H19. 3.14 　大阪府環境審議会に諮問（H19.7.18答申）

・H19.10.25　 「生活環境の保全等に関する条例」の改正条例公布

・H21. 1. 1　　規制開始

・H24.11. 1　　命令を受けた者の氏名等の公表規定を追加

**＜規制の概要＞**

○対策地域内を発着する対象車両の運行者

　・適合車の使用義務及び標章（ステッカー）の表示義務

○府内の荷主等、旅行業者

　・適合車の使用の求め及び使用確認・記録の義務

○府内の自動車販売業者、駐車場等の施設管理者

・適合車の使用の周知義務

○適合車使用の義務違反者には使用命令の発令・公表

**＜規制の実績＞**

○ステッカー総交付枚数　約135万枚、総立入検査　約4万台、

適合車使用の指導　延べ642者、　命令・公表34者

○非適合の流入車の割合　17%（H19年度）⇒　0.8％（H26年度）

**流入車規制**

**◆第2次計画　（平成15年7月策定）**

○平成22年度までに、対策地域（37市町）においてNO2及びSPMに係る環境基準を達成する

**◆第3次計画　（平成25年6月策定）**

○平成27年度までに、NO2及びSPMに係る大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的に達成する

○平成32年度までに、対策地域全体で大気環境基準を達成する

**＜自動車環境対策＞**

１．単体規制の推進　　　　　　　　　２．車種規制、流入車規制

３．エコカー導入　４．エコドライブ　５．交通需要調整・低減

６．交通流対策　　７．普及啓発・環境教育

**計画の進捗状況**

NO2は平成22年度から5年連続全局（約100局）で環境基準を達成、NOx排出量は平成24年度に平成27年度目標を達成、大気環境は緩やかな改善傾向で推移

平成27年度目標達成の見込み

**＜普通貨物車１台のNOx排出量は乗用車１台の162倍＞**

**＜非適合の流入車の割合は0.8%まで低下＞**

**＜非適合の流入車による環境負荷は低減＞**

H26排出量の車種別割合



1台の車が1km走行時に排出するNOx量

自動車NOx排出量推計

普通貨物車に係る非適合の流入車の割合



（乗用車の162倍）

（乗用車の31倍）

ナンバープレート調査（環境省）より

交通環境課作成

交通環境課作成

**スケジュール（案）**

○平成28年3月　　 環境審議会に諮問

⇒流入車対策部会で審議・検討

（大阪府自動車NOx・PM総量削減計画策定協議会総量削減計画進行管理検討部会と連携し3～4回程度）

○平成28年9月頃　 パブリックコメント実施

○平成28年11月頃 答申　⇒　条例改正（平成29年2月議会を予定）

**検討内容**

○「平成32年度までに、対策地域全体で大気環境基準を達成する」という目標をより早期かつ確実に達成するため、環境負荷の大きい大型車を中心とする自動車環境対策の新たな取組

○非適合の流入車の割合が大幅に低下し、環境負荷が低減されてきたことから、このような状況を踏まえた効果的かつ効率的な流入車規制の手法

■検討内容

流車規制の効果的かつ効率的な規制手法について

自動車環境対策の「今後の取り組み」について

■スケジュール（案）

平成2８年３月 環境審議会に諮問　⇒　流入車対策検討部会において審議・検討（４回程度）

平成2８年秋　　 環境審議会から答申　⇒H29年2月議会で条例改正